

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B支店に雇用され、警備員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前8時30分頃、Cビル内の警備室において壁面にキーボックスを取り付けるため、事務椅子に乗ったところ、事務椅子のキャスターが滑ったためにバランスを崩して落下転倒し、腰部等を負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後、D病院に受診し「第12胸椎破裂骨折、頸椎捻挫、腎損傷の疑い」と診断され、その後、E病院に転医し、治療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等から、せき柱の運動機能障害・変形障害及び首・腰部の疼痛やしびれ、めまい等の神経症状であると認められる。
- (2) せき柱の機能障害についてみると、F医師や労働基準監督署職員による関節可動域の測定結果において胸腰部に屈曲・伸展等の運動機能制限が認められるが、参考可動域角度の2分の1以下には制限されていないことから、障害等級に該当しないものと判断する。
- (3) せき柱の変形障害についてみると、F医師は意見書で、要旨、「第12胸椎の圧迫骨折を認める。後壁高3.5mm、前壁高1.6mmであり、1/2未満である。総合意見は、脊柱に変形を残すもの。」と述べており、同測定結果から、1個の椎体の前方椎体高が50%以上減少して、後弯が生じていることが認められるので、「せき柱に中等度の変形を残すもの」(障害等級第8級)に該当する。
- (4) 神経症状についてみると、F医師は、鑑定書で、要旨、「視力低下は、脳損傷もなく、本件事故とは関連ない。頸部痛や吐き気、しびれは自覚症状のみであり、客観的な所見、神経学的異常は認めない。上下肢の症状は、破裂骨折による神経の刺激症状の可能性はあるが、その程度は局部に神経症状を残すものの程度である。」と述べている。

請求人は、疼痛、しびれ、めまい等の多彩な神経症状を訴えているが、他覚的所見に乏しいものであり、神経症状の評価に関する同医師の意見は妥当なものであると判断されるので、請求人に残存する神経症状は、障害等級第14級

の9（局部に神経症状を残すもの）に該当するものと判断する。

(5) 請求人には上記障害等級第8級と同14級に該当する障害が残存するが、これらを併合しても、請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当すると認められる。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対して行った障害等級第8級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。